

熊本県公報

第 1 1 5 4 3 号
平成 19 年 4 月 27 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○水位情報周知河川及び水防警報河川の指定……………(河 川 課)	1
○特定漁港漁場整備事業計画の変更……………(漁港漁場整備課)	2
○使用料収納事務の委託……………(障害者支援総室)	3
○障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関 (更生医療) の指 定……………(")	3
○身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定……………(")	3
公 告	
○道路の位置指定……………(建 築 課)	3
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課)	4
○ "……………(")	4
○土地改良区役員の就任……………(")	4
○「くまもとの木製遊具推進事業」の業務委託に係る募集……………(林業振興課)	4
○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課)	5
○電子計算機用業者管理データ入力業務委託……………(監 理 課)	5
○医療情報システム等賃貸借に係る一般競争入札結果……………(障害者支援総室)	7
登 載 依 頼	
○環境影響評価準備書に係る説明会の開催……………(株式会社 IWD 東亜熊本)	8
○熊本県土地開発公社の解散……………(用地対策課)	8

告 示

熊本県告示第 411 号

水防法第 13 条の第 2 項及び第 16 条の第 1 項の規定により熊本県知事が水位情報周知河川及び水防警報河川を次のとおり指定し、平成 19 年 4 月 27 日より適用する。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 河川名 二級河川除川
- (2) 指定区間 左岸：熊本市無田口町字東小新開 1733 番の 3 地先の県管理上流端から海まで
右岸：熊本市中島町字村之前 1166 番の 1 地先の県管理上流端から海まで
- 2 (1) 河川名 二級河川千間江湖
- (2) 指定区間 左岸：熊本市会富町字土井 428 番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前 20 米まで
右岸：熊本市会富町字土井 428 番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前 20 米まで
- 3 (1) 河川名 二級河川砂川
- (2) 指定区間 左岸：稲川合流点から海まで
右岸：稲川合流点から海まで
- 4 (1) 河川名 二級河川大野川
- (2) 指定区間 左岸：宇城市松橋町久具字微雨 1641 番の 3 地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで
右岸：宇城市松橋町久具字市ノ口 1542 番の 3 地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで
- 5 (1) 河川名 二級河川浅川
- (2) 指定区間 左岸：宇城市松橋町豊福字折敷町 219 番地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで
右岸：宇城市松橋町豊福字前田 628 番の 3 地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで
- 6 (1) 河川名 二級河川五丁川
- (2) 指定区間 左岸：今新地川合流点から海まで
右岸：今新地川合流点から海まで

- 7 (1) 河川名 一級河川 浜戸川
 (2) 指定区間 左岸：宇城市豊野町安見字大坪 3033 番の 1 地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで
 右岸：宇城市豊野町安見字蛭田 357 番地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで
- 8 (1) 河川名 二級河川 境川
 (2) 指定区間 左岸：玉名市中字春日出 1238 番の 1 地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
 右岸：玉名市中字川原 1236 番地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
 左岸：玉名市小浜字本手 252 番地先の榎島橋から海まで
 右岸：玉名市岱明町野口字榎島 1441 番の 1 地先の榎島橋から海まで
- 9 (1) 河川名 一級河川 繁根木川
 (2) 指定区間 左岸：玉名市三ツ川字七浦 411 番の 8 地先から玉名市玉名字西原 2297 番の 1 地先の国管理区間の上流端まで
 右岸：玉名市三ツ川字若宮 518 番の 3 地先から玉名市富尾字平町 164 番の 2 地先の国管理区間の上流端まで
- 10 (1) 河川名 一級河川 岩野川
 (2) 指定区間 左岸：小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田 1363 番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで
 右岸：小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田 1363 番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで
- 11 (1) 河川名 二級河川 堀川
 (2) 指定区間 左岸：合志市須屋字島田 49 番の 2 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで
 右岸：合志市須屋字川添 598 番の 4 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで
- 12 (1) 河川名 一級河川 黒川
 (2) 指定区間 左岸：西岳川合流点から乙姫川合流点まで
 右岸：西岳川合流点から乙姫川合流点まで
- 13 (1) 河川名 二級河川 大鞆川
 (2) 指定区間 左岸：八代市千丁町太牟田 2592 番の 1 地先の県道八代鏡宇土線交差点部下流端から海まで
 右岸：八代市千丁町太牟田 2588 番の 1 地先の県道八代鏡宇土線交差点部下流端から海まで
- 14 (1) 河川名 二級河川 河俣川
 (2) 指定区間 左岸：美生川合流点から八代市東陽町南 1869 番地先の東陽橋まで
 右岸：美生川合流点から八代市東陽町南 2509 番地先の東陽橋まで
 左岸：八代市東陽町南 1869 番地先の東陽橋から氷川合流点まで
 右岸：八代市東陽町南 2509 番地先の東陽橋から氷川合流点まで
- 15 (1) 河川名 二級河川 水俣川
 (2) 指定区間 左岸：久野木川合流点から湯出川合流点まで
 右岸：久野木川合流点から湯出川合流点まで
 左岸：湯出川合流点から海まで
 右岸：湯出川合流点から海まで
- 16 (1) 河川名 二級河川 湯出川
 (2) 指定区間 左岸：水俣市湯出字前田 2149 番の 1 地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
 右岸：水俣市長野字下川平 981 番地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
- 17 (1) 河川名 二級河川 津奈木川
 (2) 指定区間 左岸：千代川合流点から海まで
 右岸：千代川合流点から海まで
- 18 (1) 河川名 二級河川 佐敷川
 (2) 指定区間 左岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
 右岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
- 19 (1) 河川名 二級河川 一町田川
 (2) 指定区間 左岸：天草市河浦町河浦字田重 5779 番の 2 地先から海まで
 右岸：天草市河浦町河浦字石山 5342 番の 3 地先から海まで
- 20 (1) 河川名 二級河川 広瀬川
 (2) 指定区間 左岸：天草市本渡町本泉字野田 151 番の 1 地先から海まで
 右岸：天草市本渡町本戸馬場字一ノ勢 1969 番の 2 地先から海まで

熊本県告示第 412 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により牛深地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日

までに、意見書を提出することができる。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 19 年 4 月 27 日から同年 5 月 16 日まで
- 2 縦覧場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市役所経済部水産課及び牛深支所産業振興課

熊本県告示第 413 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 48 号）第 8 条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
- 3 委託する日
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 契約締結日
平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 414 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 番地 19	眼科	平成 19 年 3 月 30 日
ぐんちく調剤薬局	八代市郡築一番町 208 番地 2	調剤	平成 19 年 3 月 30 日
有限会社すみれ薬局	菊池郡大津町室原 107 番地 4	調剤	平成 19 年 3 月 30 日
白川水源薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字白川 2111 番地 1	調剤	平成 19 年 3 月 30 日
清風きらら薬局	球磨郡錦町一武 1950 番地 1	調剤	平成 19 年 3 月 30 日
つばめ薬局	球磨郡錦町西 3604 番地 3	調剤	平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 415 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	毛利 友彦	平成 19 年 3 月 30 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
眼科	古嶋 尚	平成 19 年 3 月 30 日	医療法人眼科古嶋医院 阿蘇市黒川 1522 番地 1

公 告

熊本県公告第 380 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市帯山六丁目 3 番 38 号
- 2 築造者の氏名 上野常雄
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字古閑字大峯 38 番 21 及び同 38 番 23
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 34.99 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 4 月 11 日
- 7 指定番号 上益城景建第 1 号

熊本県公告第 381 号

宇城市豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岡 修 爾	宇城市豊野町巢林 175 番地
就任		
理事	岡 昭 範	宇城市豊野町巢林 407 番地

熊本県公告第 382 号

熊本市野田町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉 水 洋	熊本市野田二丁目 30 番 50 号
"	岩 崎 芳 明	熊本市野田三丁目 9 番 89 号
"	米 満 秀 喜	熊本市野田三丁目 5 番 12 号
"	添 島 安	熊本市野田三丁目 9 番 70 号
"	米 満 隆 之	熊本市野田三丁目 9 番 19 号
監事	米 満 吉 重	熊本市野田三丁目 9 番 56 号
"	上 田 隆 俊	熊本市野田一丁目 6 番 29 号
就任		
理事	吉 水 洋	熊本市野田二丁目 30 番 50 号
"	岩 崎 芳 明	熊本市野田三丁目 9 番 89 号
"	米 満 秀 喜	熊本市野田三丁目 5 番 12 号
"	添 島 安	熊本市野田三丁目 9 番 70 号
"	米 満 隆 之	熊本市野田三丁目 9 番 19 号
監事	米 満 吉 重	熊本市野田三丁目 9 番 56 号
"	上 田 隆 俊	熊本市野田一丁目 6 番 29 号

熊本県公告第 383 号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	中 村 聖 二	球磨郡相良村大字深水 1925 番地

熊本県公告第 384 号

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要

- (1) 業務名
「くまもとの木製遊具推進事業」の委託業務
- (2) 業務内容
 - ア 木製遊具の貸出、管理に関する事。
 - イ 木製遊具の開発に関する事。
 - ウ 事業の広報に関する事。
 - エ 勉強会の実施に関する事。
- 2 委託期間
委託契約書に定める日～平成 20 年 3 月 31 日
- 3 応募資格
森林又は木材関係、若しくは環境関係の活動を行う旨を定款等で明記している、熊本県内に主たる事務所を所有している法人であって、次の要件をすべて満たすもの。
 - (1) 今回の業務を受託できるための十分な組織体制を有していること（又はその見込みがあること）。
 - (2) 募集開始日（平成 19 年 4 月 20 日）前に、1 年以上の森林又は木材関係、若しくは環境関係の活動実績があること。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
 - (4) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
 - (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- 4 募集期間
平成 19 年 4 月 20 日（金）から 5 月 18 日（金）まで
- 5 その他
詳細については、別途提示する業務委託応募要領による。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県農林水産部林業振興課県産材利用推進室（096-333-2448）

熊本県公告第 385 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 5 月 30 日まで
- 3 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第 386 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
電子計算機用業者管理データ入力業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 5 月 21 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 19 年 4 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注又は納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成 19 年 4 月 27 日（金）から平成 19 年 5 月 8 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 27 日（金）から平成 19 年 5 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県土木部監理課建設業係（熊本県庁行政棟本館 11 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 4 月 27 日（火）から平成 19 年 5 月 11 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時
平成 19 年 5 月 15 日（火）午後 2 時から
 - (4) 入札及び開札の場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館地下 1 階監理課入札室
 - (5) 入札書の提出方法
6 の（4）記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 5 月 11 日（金）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 5 以上の金額を 6
- (3) 記載の入札日時まで納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 387 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
医療情報システム等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立こころの医療センター事務部総務課（管理・サービス棟 1 階）
熊本県下益城郡富合町平原 391
電話 096-357-2151 内線 225
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 2 月 28 日
- 4 落札者の名称及び所在地
リコーリース株式会社
東京都中央区銀座七丁目 16 番 3 号
- 5 落札金額（月額）
2,480,520 円（うち消費税及び地方消費税の額 118,120 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 1 月 10 日

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき環境影響評価準備書についての説明会を開催するので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小林 景子

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社 IWD 東亜熊本
 - (2) 代表者氏名 小林 景子
 - (3) 所在地 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 IWD 東亜熊本 最終処分場事業
 - (2) 種類 管理型最終処分場の設置事業
 - (3) 規模 事業実施区域面積 834,000㎡
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県水俣市長崎字東山、字馬尼田、湯出字清水、字建壁、字村上、字村下の各一部
- 4 関係地域の範囲
対象事業実施区域の近接区域、対象事業実施区域から排出される雨水等の放流先となる河川、資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両が運行する経路を含む範囲
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
準備書の記載事項について、次のとおり説明会を開催します。
 - (1) 日時 平成 19 年 5 月 13 日（日）午前 10 時から午後 4 時まで（途中休憩を挟む）
 - (2) 場所 水俣市文化会館（熊本県水俣市牧ノ内 8-1）

解散公告（第 3 回）

当法人は、平成 19 年 3 月 30 日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第 1 回掲載（平成 19 年 4 月 23 日）の翌日から 2 箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成 19 年 4 月 27 日

熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号
熊本県土地開発公社
代表清算人 寺 嶋 建